

新生支払基金の創建

～審査事務集約によるブロック単位での組織体制構築～

令和4年10月

集約に関する特設ページを開設しました

<https://www.ssk.or.jp/>

特設ページでは・・・

① 集約に伴うお知らせや事務手続の変更点がわかります

例えば、審査結果のお問い合わせ先、審査結果に係る再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先と提出方法 等をわかりやすく掲載しています。

② 医療機関等照会連絡先検索機能 9月下旬運用開始予定

中面でご紹介したとおり、ホームページにて、医療機関等ごとに支払基金の審査事務担当者とその照会連絡先などを検索できます。

トップページ→審査事務集約特設ページ

トップページの



よりアクセスできます。



審査事務集約に対するご意見・ご要望受付窓口

支払基金では、医療機関等・保険者等をはじめとする関係者の皆さまの声を直接お受けする受付窓口を設置しています。

本部 経営企画部 企画広報課 フリーダイヤル: **0120-328-973**

月曜日から金曜日 9時から12時 13時から17時30分 (国民の休日、年末年始を除く。)

支払基金メールマガジンのご案内

ホームページにて審査事務集約の内容を更新の都度、メールマガジンでお知らせします。 **その他医療機関等の皆さまに役立つ情報をお知らせしています。**

空メールによる登録方法

メールの宛先を右の2次元バーコードから読み込み、空メールを送信します。または、宛先欄に次のアドレスを直接入力し、空メールを送信します。

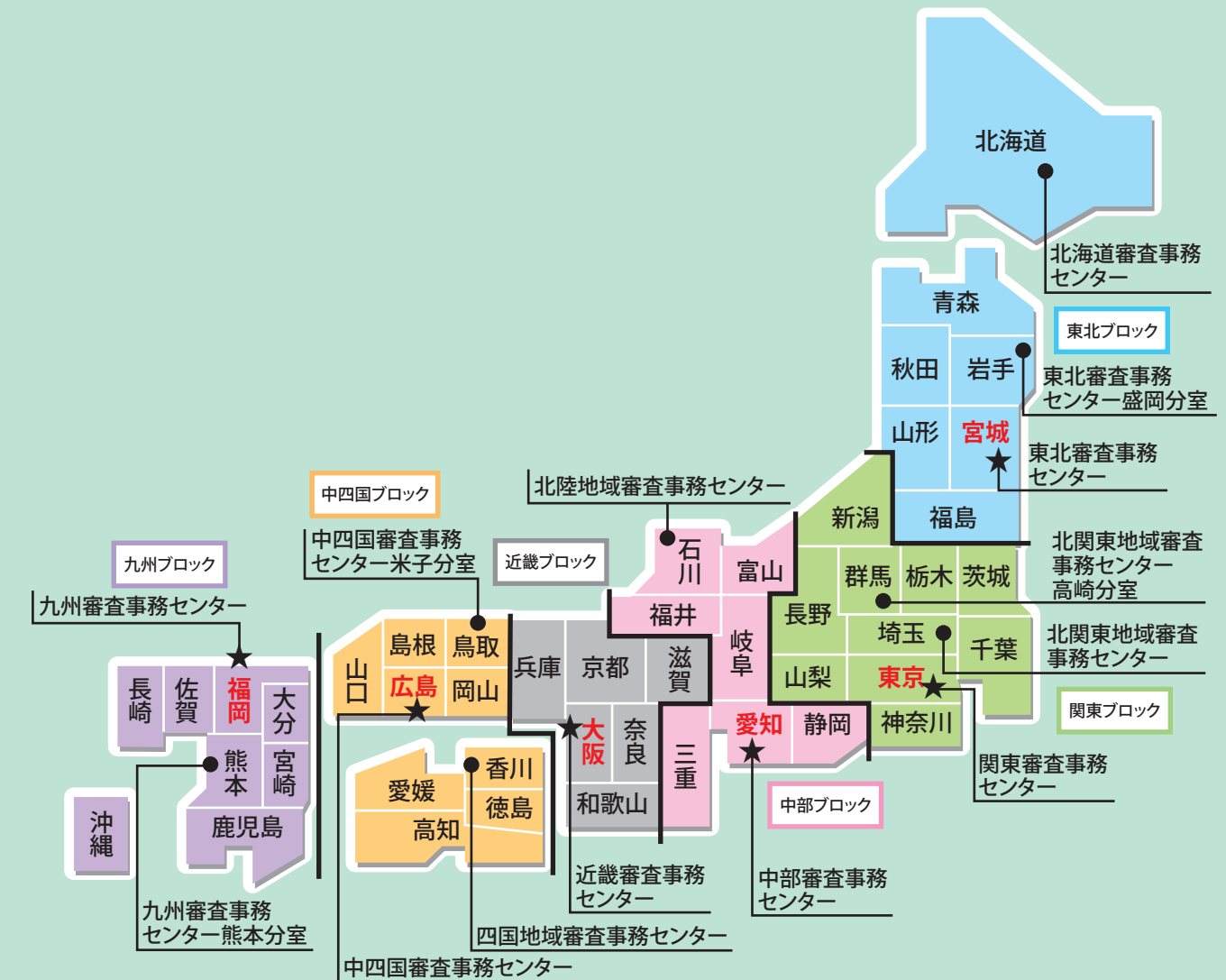
空メールの送信先: toroku@mail.ssk.or.jp



Web上の登録ページからの登録方法

アクセス先を右の2次元バーコードから読み込み、ブラウザよりWebページにアクセスし、登録するメールアドレスを入力します。

https://www.ssk.or.jp/goannai/kohoshi/kohoshi_03.html



審査委員会及び審査委員会事務局は47都道府県の
県庁所在地に設置します



社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

支払基金改革と組織体制の見直し

令和元年5月に成立した支払基金法の改正により、審査結果の不合理な差異の要因となり得る状況であった支部完結型での業務実施から、本部が中心となった全国統一的な業務を実施するための体制を構築します。

目的

A I による審査事務の効率化・高度化の推進

診療科別WGによる審査結果の不合理な差異解消の取組

審査事務は・・・

電子レセプト → 審査事務センター・分室 で行います

紙レセプト → 審査委員会事務局 で行います

※ 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室の審査事務担当者が行います。
また、群馬県及び島根県の医療機関等については、それぞれ高崎分室、米子分室の審査事務担当者が行います。

新組織のお知らせ

1. 電子媒体及び紙レセプトの提出先は各都道府県の審査委員会事務局です。

住所は従来と同様、医療機関等の所在する支部と変わりません。

- 電子レセプトによる請求をしている医療機関等が、返戻再請求（月遅れレセプト）を紙レセプトで提出する場合、その紙レセプトは審査委員会事務局へ提出となります。
- 特定健診・特定保健指導の電子媒体、出産育児一時金等代理申請・受取請求書の紙及び電子媒体も、各都道府県の審査委員会事務局へ提出願います。

2. 各都道府県審査委員会での審査決定の仕組みは変わりません。

- 主として、これまで支部でレセプト点検をしてきた職員が、引き続き審査事務を行います。
- 地域医療や医療機関等の特性を熟知した審査委員が、引き続き各都道府県で審査を行います。

3. 各種届出の窓口は各都道府県の審査委員会事務局です。

住所は従来と同様、医療機関等の所在する支部と変わりません。

例えば、診療報酬等振込銀行（口座）変更届、電子証明書発行依頼書、特定健診・特定保健指導機関届 など

重要!!

審査結果のお問い合わせ先を **変更** します。

電子レセプト
請求医療機関等

審査事務センター・分室の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。
そうでない場合、転送により時間がかかることがあります。

紙レセプト
請求医療機関等

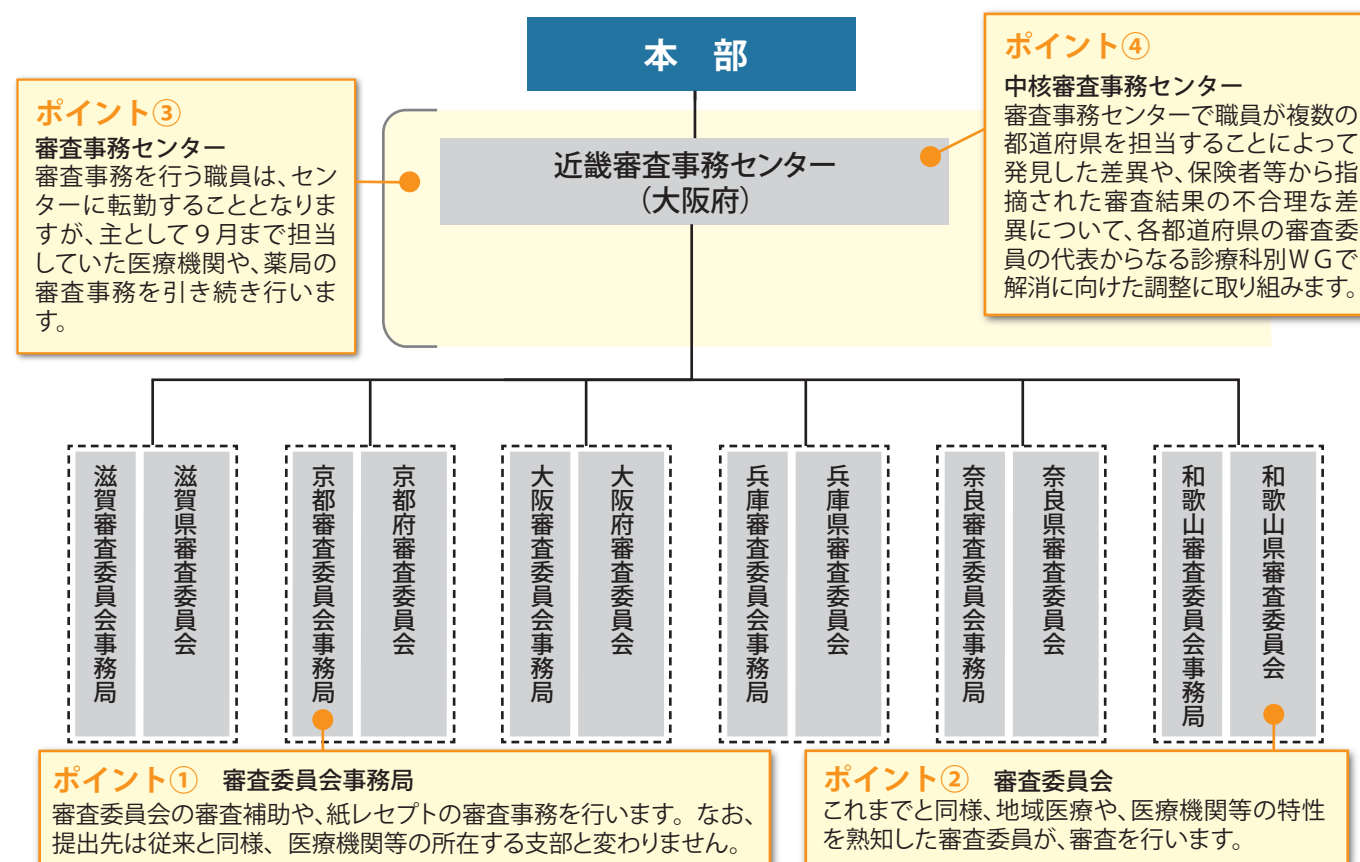
審査委員会事務局の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。
※ 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室の審査事務担当者にご照会ください。
また、群馬県及び島根県の医療機関等については、それぞれ高崎分室、米子分室の審査事務担当者にご照会ください。

直接、審査事務担当者にお問い合わせいただくことで、迅速な対応が可能になります。

9月30日の増減点連絡書等の発送に同封して、医療機関等ごとに、審査事務担当者と照会連絡先のご案内を送付します。

また、支払基金ホームページに「医療機関等照会連絡先検索機能」を登載します。（9月下旬運用開始予定）
医療機関等コードを入力することにより、審査事務担当者、照会連絡先を確認することができます。

近畿ブロック組織図



4. 再審査等請求書の提出先と提出方法が **変更** になります。

- 審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼に係る再審査等請求書の提出先が変更となります。

- ◆ 電子レセプト請求医療機関等 → 審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て
- ◆ 紙レセプト請求医療機関等 → 審査委員会事務局の審査事務担当者宛て

※ 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室の審査事務担当者宛てで提出願います。
また、群馬県及び島根県の医療機関等については、それぞれ高崎分室、米子分室の審査事務担当者宛てで提出願います。

● 提出方法

- 審査結果に対する再審査等請求書
再審査請求にあたり、写しレセプトの提出をお願いしていたところですが、医療機関等の負担軽減のため、今後は不要とさせていただきます。

- ◆ オンライン請求医療機関等 → 原則、**オンライン請求システム**によりご提出をお願いします。

※ オンライン請求システムにより送信する「再審査等請求ファイル」を作成するツールは、オンライン請求システムのトップメニュー/マニュアルに掲載しています。

※ オンライン請求システムでの再審査請求が困難な場合、または、資料を添付した上で再審査請求される場合は、郵送にてご提出ください。

- ◆ 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関等 → 郵送によりご提出をお願いします。

※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

- レセプトの取下げ依頼に係る再審査等請求書

- ◆ 当月請求のレセプトの取下げ依頼 → 電話によりご依頼ください。

※ 取下げ期限日までにお電話いただけますと、レセプトを翌月初に返戻することが可能です。

なお、取下げ期限日に間に合わない場合は、翌々月以降に返戻します。

※ 毎月の電話取下げ期限については、毎月医療機関等宛て返戻時に送付するお知らせ文書に取下げ期限日を掲載します。

- ◆ 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼

・オンライン請求医療機関等 → 原則、**オンライン請求システム**によりご提出をお願いします。

※ オンライン請求システムにより送信する「再審査等請求ファイル」を作成するツールは、オンライン請求システムのトップメニュー/マニュアルに掲載しています。

※ オンライン請求システムでの取下げ依頼が困難な場合は、郵送にてご提出ください。

・電子媒体又は紙レセプト請求医療機関等 → 郵送によりご提出をお願いします。

※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

5. その他の主な照会先

- ① 出産育児一時金等に関する事
- ② 特定健診の届出・内容（請求・支払）に関する事
- ③ 当座口振込通知書の内容・再発行・未送付等に関する事

審査委員会事務局宛て
ご連絡ください。